

**日程第22 委員会提出議案第1号 橋本市
議会委員会条例の一部を改正す
る条例について**

○議長（土井裕美子君）日程第22 委員会提出議案第1号 橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
議会運営委員会委員長 1番 岡本さん。

〔1番（岡本安弘君）登壇〕

○1番（岡本安弘君）委員会提出議案第1号 橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の蔓延を契機に、社会全体がリモートワークの導入や行動様式を見直す中、議会においても時代や環境に適応した柔軟な議会活動の在り方を示す必要があります。今後、新型コロナウイルス感染症のさらなる蔓延等により、一律に委員会室に参集することが困難な状況下においても、適切かつ効果的な委員会運営を行うためにオンライン委員会の開催を可能とする所要の改正を行うものです。

議員各位にはよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土井裕美子君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第1号 橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第23 委員会提出議案第2号 新型コ
ロonavirus感染症の影響に伴う地方財政
の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求
める意見書について と、日程第24 委員
会提出議案第3号 防災・減災、国土強靱
化対策と地域経済復興に向けた社会資本整
備の更なる推進を求める意見書について**

○議長（土井裕美子君）日程第23 委員会提出議案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について と、日程第24 委員会提出議案第3号 防災・減災、国土強靱化対策と地域経済復興に向けた社会資本整備の更なる推進を求める意見書について の2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務委員会委員長 16番 樽井さん。

〔16番（樽井豪男君）登壇〕

○16番（樽井豪男君）それでは、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、朗読をもって提出いたします。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避け難くなっている。

本市のみならず全ての地方自治体では、これまでの医療介護、子育て、地域の防災・減災、地域の経済基盤を支える各種事業者への持続化支援などの対応に加え、長期化する感染症への対応から、それら財政出動の必要または要請は今後も続くものと見られ、地方財政はこれまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

1、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、財源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については積極的な整理合法化を図り、新設・拡充・継続にあたっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。

5、とりわけ固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、

断じて行わないこと。さきの緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置としてやむを得ないものであったが、本来、国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆参両院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当。

続きまして、防災・減災、国土強靱化対策と地域経済復興に向けた社会資本整備のさらなる推進を求める意見書についても、朗読で提出いたします。

近年、我が国は、豪雨、暴風・波浪、地震など、気象変動の影響等による気象の急激な変化や激甚的な自然災害が全国各地で頻発している。本市においては、これらの自然災害はもとより、今後発生する可能性が高い南海トラフ地震をはじめ、中央構造線断層帯地震などから住民の生命を守るために国土強靱化及び防災・減災対策に向けた取組みが喫緊の課題である。

しかしながら、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の取組みが最終年度を迎える中、対策の必要な箇所はいまだ多数存在している。加えて、老朽化の進む既存の社会資本は、災害時に被災しやすいなど国土強靱化の支障となっている。

他方、世界的に猛威を振るう新型コロナウイルス感染症への対策は、厳しいレベルの市民への自粛要請を伴ったことから、社会経済活動の停滞により民間需要が大幅に落ち込むなど、地域経済は大きな打撃を受けている。引き続き感染症への対策には万全を期しながら、地域経済の復興に向け早急に対応する必

要があり、建設中または完成後においても地域経済に広範な効果を得ることができる公共事業の推進が経済対策として重要な役割を果たすと期待されている。

については、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の着実な整備と一日も早い地域経済復興のため、必要な公共事業予算を安定的に確保し、浸水・土砂災害対策、地震対策、さらには地域の特徴を生かしたまちづくりに、これまで以上に推進する必要がある。

よって、国においては、下記の事項に特段の措置を講じられるよう強く要望する。

一つ目、防災・減災、国土強靱化対策を推進するため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の後に続く新たな措置を講じ、必要な予算を安定的に別枠で確保すること。

2、今回の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に含まれていない社会資本の老朽化対策について、予防保全への転換に向け、計画的かつ着実な取組が推進できるよう特段の措置を講ずること。

3、地方の社会資本整備を着実に推進するための公共事業予算の安定的かつ持続的な総額を確保するとともに、地域経済の早期復興を図るため公共事業を含めた追加的な補正予算を編成すること。

その際、臨時交付金による地方負担軽減策を併せて講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆参両院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災）。

以上、皆さまのご賛同のほど、よろしくお願いたします。

○議長（土井裕美子君）説明が終わりました。

これより委員会提出議案第2号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第2号については、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

次に、委員会提出議案第3号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第3号については、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第3号 防災・

減災、国土強靱化対策と地域経済復興に向けた社会資本整備の更なる推進を求める意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 委員会提出議案第4号 自治体病院における新型コロナウイルス感染症対策の継続的な財政支援等を求める意見書について と、日程第26 委員会提出議案第5号 地方における自治体病院の経営安定化を求める意見書について

○議長（土井裕美子君）日程第25 委員会提出議案第4号 自治体病院における新型コロナウイルス感染症対策の継続的な財政支援等を求める意見書について と、日程第26 委員会提出議案第5号 地方における自治体病院の経営安定化を求める意見書について の2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
文教厚生委員会委員長 14番 小西さん。

〔14番（小西政宏君）登壇〕

○14番（小西政宏君）それでは、2本意見書を、朗読をもってご説明させていただきたいと思っております。

本委員会におきまして、石橋議員からご提案をいただいた中で取りまとめをして、提案とさせていただきます。

一つ目、自治体病院における新型コロナウイルス感染症対策の継続的な財政支援等を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、2020年4月7日から実施された緊急事態宣言は5月14日に解除されたが、現在、全国的に第2波とも言える感染が拡大している。

医療現場では、冬季を迎えるにあたり、インフルエンザの対策に加え、長期戦を見据えた対策に疲労が色濃く表れ始めている。

いまだ出口の見えないコロナ禍において、長期的な視点での継続的な財政支援は、安定した医療を確保する上で必要不可欠である。

については、安定した地域医療の確保のため、下記事項について強く要望する。

1、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、即応病床等に対する確保料や診療報酬の増額、その他、医療資源の確保に要する経費への継続的な財政支援を行うこと。

二つ目、新型コロナウイルス感染症対策として、緊急時における医師、看護師等の派遣などのさらなる充実と継続を行うこと。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣です。

続きまして、地方における自治体病院の経営安定化を求める意見書において、朗読をもってご説明させていただきます。

地方の自治体病院は、不採算な診療部門を担い、かつ地域医療を支え、地域住民にとっても最後のとりでとして僻地に至る様々な地域において、病々連携、病診連携、また介護施設や行政機関等と連携を図り、地域の住民の生命と健康を守ることを使命としている。

2040年を展望した医療提供体制の改革として、地域医療構想の実現等、医師・医療従事者の働き方改革の推進、実効性のある医師偏在対策の着実な推進を挙げる三位一体改革の推進が提起される中、地域の医療ニーズや実態を十分に把握し、2025年へ向けた医療提供体制の構築に向け協議している。

地域医療の現場においては、医師の地域偏在、医師・医療従事者の不足により、タスク・シフト、タスク・シェアの実施も容易でなく、医療提供体制の確保には大学病院等からの医師派遣に頼らざるを得ないなど、非常に厳し

い実態がある。安定した地域の医療提供体制の構築においては、医師の地域偏在、診療科偏在の問題解決は最重要の課題である。

また、消費税においては、従来、診療報酬に補填されているとはいうものの、消費税が増額されるたびに医療機関に与える影響は大きく、そもそも診療報酬は公定価格として、非課税部分に対する課税仕入れに対し仕入れ税額控除が認められておらず、控除対象外消費税として病院経営を圧迫する要因の一つとなっている。

これら、実情を十分にご理解いただき、一律的な改革を推し進めるのではなく、地域の実態を十分に把握し、地方において安定した医療が提供できるよう、財政支援等と合わせて、下記事項について強く要望する。

1、三位一体改革による2025年の地域医療構想の実現後も、地方の自治体病院における長期的な課題として根強く残ると考えられる医師の地域偏在、診療科偏在に対し、抜本的改革を図ること。

二つ目、医療機関における控除対象外消費税問題の抜本的解決を図ること。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣です。

皆さんのご賛同をよろしく願います。

○議長(土井裕美子君)説明が終わりました。

これより委員会提出議案第4号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第4号については、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第4号 自治体病院における新型コロナウイルス感染症対策の継続的な財政支援等を求める意見書について 採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

次に、委員会提出議案第5号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第5号については、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第5号 地方における自治体病院の経営安定化を求める意見書について 採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27 議員提出議案第1号 橋本市民病院への通院手段の確保を求め

る決議について

○議長（土井裕美子君）日程第27 議員提出議案第1号 橋本市民病院への通院手段の確保を求める決議について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
13番 田中さん。

〔13番（田中博晃君）登壇〕

○13番（田中博晃君） それでは、提出議員17名を代表させていただきます。提案理由の説明を決議書の朗読をもってさせていただきます。

橋本市民病院への通院手段の確保を求める決議。

市は、平成30年のほぼ1年をかけて、地域懇談会や市民アンケート調査、コミュニティバスの乗降調査などを行い、市民の声を聞きながら橋本市地域公共交通再編実施計画を作成し、橋本市生活交通ネットワーク協議会の協議を経て、令和2年1月4日から公共交通網の再編を実施した。

再編においては、市民の利便性の向上や民間と行政の輸送サービスの競合解消など、三つの課題を解決するために、主要駅への直接乗り入れや橋本市民病院無料送迎バスの統廃合など、五つのポイントを洗い出し見直しを行っている。

しかしながら、再編後に橋本市民病院に通院している市民の方からは、見直しにより経済的に大きな負担となる割高なタクシーを利用しなければ早朝の診療時間に間に合わない、直通バスがなくなったため公共交通機関やコミュニティバスを乗り継ぐ必要があり移動時間が長時間になってしまうため体力的な負担が大きいなど、利便性は低下したとの声が多く届いている。

橋本市民病院は、個人病院や個人診療所からの紹介で受診することも多い市民の生命を

守る地域の中核病院であり、利便性の低下はゆゆしき問題である。また、他の市内民間病院が無料送迎バスを実施していること等から、橋本市民病院においても患者離れがあると聞いている。

よって、橋本市においては、次の事項を講ずるよう要請する。

1、橋本市民病院利用者の利便性を向上できるよう、予約制デマンド交通等の導入を早急に検討すること。

2、次回、公共交通網再編において、橋本市民病院利用者の利便性を向上し、早朝の診療時間に間に合うルートを構築すること。

以上、決議する。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（土井裕美子君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議員提出議案第1号については、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議員提出第1号 橋本市民病院への通院手段の確保を求める決議について

を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただ今、意見書案4件、並びに決議案1件が議決されましたが、その字句、数字、その他整理を必要とするものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

○議長（土井裕美子君）以上で本日の日程は終わりました。

これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

○議長（土井裕美子君）閉会にあたり、市長から発言の申出がありますので、これを許します。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）9月市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、8月31日の開会から本日まで19日間にわたりまして、ご提案させていただきました議案等37件の全てに対し慎重なるご審議を賜り、厚く御礼を申し上げます。審議の過程で頂きましたご意見、ご指摘等につきましては、今後、十分その意を踏まえ、市民の皆さまの信頼に応えることができますよう検討してまいります。

災害級の猛暑と言われた非常に暑い夏が過

ぎ、実りの秋、文化・スポーツの秋を迎えます。例年であれば、市内各地において様々な秋のイベントが催され、地域の人との交流や地元製品の展示や販売などを通じて触れ合いを楽しみ、地域がにぎわう季節であります。今年新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、中止や規模の縮小といった対応をしていただいております。

市においても、秋の恒例イベントである、まっせ・はしもとをはじめ、すこやか橋本まなびの日や市民総合体育大会などについて、イベントの内容や施設の規模等に鑑み、今年度は中止することといたしました。これまでの活動や練習の成果が披露できる、また収穫物や作品の展示・販売ができるという年に一度のイベントが開催できないことは誠に残念であります。コロナ禍が収束に向かうよう、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

各小・中学校においては、心配しておりました真夏の学校生活も、保護者の皆さまや地域の皆さまのご理解とご協力、また先生方の工夫により、感染防止策に加えて熱中症対策を講じながら安全に送ることができました。修学旅行については行き先を変更し、また、運動会や体育祭についても規模を縮小し、観覧者も制限しながら、いずれも感染防止策を徹底した上で実施していきます。例年どおりとはなりません。子どもたちの心に残る、いい思い出となってくれることを切に願っています。

また、これから柿の本格的な収穫シーズンを迎えるにあたり、先日2名の方に橋本かき大使の委嘱を行いました。大阪なんばスカイオでのイベントを皮切りに、市内外各地において柿のPR活動をしていただく予定をしております。

橋本ふるさと便についても、これからは柿

やはたごんぼ、秋冬野菜が中心となってくる
と思います。生活応援クーポン券第2弾も利
用していただき、市民の皆さまの購買により、
市内事業者の皆さまに支援が届き、地域経済
全体が活性化していくよう願っております。

9月9日には、嵯峨谷縁の会、大阪芸術大
学、和歌山県並びに本市の4者で、嵯峨谷生
活圏の地域振興に関する“山”官学連携の覚
書を締結いたしました。嵯峨谷地域における
人口減少や高齢化に伴う担い手不足、また神
踊りの伝統行事の衰退を食い止めるため、国
の交付金を活用し、4者が連携して取り組む
ものです。関係者相互の交流を深めること
により、芸術文化を通じ、継続的な地域振興に
つながるよう期待しております。

10月より令和3年度の予算編成に取り組ん

でまいります。本年度以上に厳しい財政運営
になると思われませんが、市民サービスの低下
につながらないように努力してまいります。
また、11月には国への陳情も予定しており、
補正予算等の確保にも努めてまいります。

秋がすぐそこまで訪れ、朝夕はめっきり涼
しくなりました。議員各位におかれましては、
健康に十分ご留意いただき、市政発展のため、
一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げ
まして、閉会のごあいさつとさせていただきます。
ありがとうございます。

○議長（土井裕美子君）これにて、令和2年
9月橋本市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

（午前10時38分 閉会）